

平成 2 1 年版 自主点検表（指定訪問リハビリテーション事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第 1 基本方針	<p>指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	<p>法第73条第1項 平11厚令37第7 5条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 定款、寄附行為 等 ・運営規程 ・パンフレット等 	
第 2 人員に関する基準	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を置いているか。</p> <p>なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	<p>法第74条第1項 平11厚令37第7 6条第1項</p> <p>平11厚令37第7 6条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・免許証(写) 	
第 3 設備に関する基準	<p>指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p>また、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介</p>	<p>法第74条第2項 平11厚令37第7 7条第1項</p> <p>平11厚令37第7</p>		

	<p>護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備に関する基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であるか。 ・事業を行うための専用の区画が設けられているか。 ・利用申込み受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか ・必要な設備及び備品等を備えているか 	7条第2項		
<p>第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所は指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められている重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文章は、わかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 <p>重要事項最低必要目： 運営規程概要 従業者の勤務体制 事故発生時の対応 苦情処理の体制 その他</p>	<p>法第74条第2項 平11厚令37第83条準用(第8条)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(1))</p>	<p>事業所の平面図 ・設備、備品台帳</p> <p>運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録</p>	
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定訪問リハビリテーション事業所は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を</p>	<p>平11厚令37第83条準用(第9条) 準用(平11老企</p>		

	拒否していないか。	25第3の1の3 (2)	
	<p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <p>事業所の現員では対応しきれない。</p> <p>利用申込者の居住地が事業の実施地域外である。</p> <p>適切なりハビリテーションを提供することが困難である。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定訪問リハビリテーション事業所は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。</p> <p>・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>	平11厚令37第8 3条準用(第10 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書
4 受給資格等の確認	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業所は指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめているか。</p> <p>・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p>被保険者資格</p> <p>要介護認定の有無</p> <p>要介護認定の有効期間</p> <p>(2)指定訪問リハビリテーション事業所は被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するように努めているか。</p>	平11厚令37第8 3条準用(第11 条第1項)	<p>サービス提供票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業所は指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請</p>	平11厚令37第8 3条準用(第12 条第1項)	<p>サービス提供票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録

	<p>が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向も踏まえて速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行っているか。</p> <p>・必要な援助とは 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。利用申込者の意思を踏まえ代行申請を行うか、申請を促す。</p>		<p>・利用者に関する記録</p>
	<p>(2)指定訪問リハビリテーション事業所は居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用申込者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか。</p>	平11厚令37第83条準用(第12条第2項)	<p>・利用者に関する記録</p>
6 心身の状況等の把握	<p>指定訪問リハビリテーション事業所は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。</p>	平11厚令37第83条準用(第13条)	<p>・利用者に関する記録 (居宅介護支援経過) (サービス担当者会議の要点) (サービス担当者に対する照会(依頼)内容)</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業所は指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p>	平11厚令37第83条準用(第64条第1項)	<p>・情報提供に関する記録</p>

	<p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業所は指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・ 介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービスを提供者とのように連携を図っているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用（第64 条第2項）</p>	<p>・ 指導に関する記録</p>	
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受け るための援助</p>	<p>指定訪問リハビリテーション事業所は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>{ 法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合 }</p> <p>・ 訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行っているか。</p> <p>「施行規則第64条第一号イ又はロにあてはまる利用者」とは、</p> <p>居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 その居宅サービスに基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう</p> <p>・ 居宅介護支援事業者に関する情報提供を行っているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用（第15 条）</p>	<p>・（利用者の届出書） 居宅サービス計画書(1)(2)</p>	
<p>9 居宅サービス計</p>	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は居宅サービス計画</p>	<p>平11厚令37第8</p>	<p>居宅サー ビス計</p>	

画に沿ったサービスの提供	<p>が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しているか。</p>	3条準用(第16条)	<p>画書(1)(2) 週間サービス計画表 サービス提供票 ・利用者に関する記録</p>
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>{居宅サービス計画の変更を希望する場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 ・その他必要な援助を行っているか。 	平11厚令37第83条準用(第17条)	<p>サービス計画表 サービス提供票 (変更があったかの確認) ・業務マニュアル</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業者は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者またその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。 ・初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨従業者に指導を行っているか。また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が) <p>(2)証明書等には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名の記載があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。) 	<p>平11厚令37第83条準用(第18条)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(8))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル <p>・身分を証明する書類</p>
12 サービスの提供の記録	(1)指定訪問リハビリテーション事業者は指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定訪問リハ	平11厚令37第83条準用(第19条第1項)	

	<p>ビリテーションについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ・居宅介護サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか <p>(2)指定訪問リハビリテーション事業者は指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>		<p>サービス提供票 居宅サービス計画書 ・業務日誌</p>	
<p>13 健康手帳への記載</p>	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳（老人保健法第13条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p> <p>（ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。）</p> <p>なお、医療の記録のページには、以下の記載をしているか。</p> <p>「医療機関の名称・所在地・電話」の欄には、指定訪問リハビリテーション事業所の名称、所在地及び電話番号を記載しているか。</p> <p>「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日を記載しているか。</p>	<p>平11厚令37第83条準用(第19条第2項)</p> <p>平11厚令37第83条準用(第65条)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(2))</p>		
<p>14 利用料等の受領</p>	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	<p>平11厚令37第78条第1項</p>		

<p>・ 1割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第43条第1項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>{ 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した場合 }</p> <p>・ 10割相当額の支払いを受けているか。 ・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p>	<p>平11厚令37第7 8条第2項</p>	<p>サービス提供 票、別表 領収証控</p> <p>運営規程(利用料 その他の費用の確認) サービスの提供 票、別表 領収証控</p>
<p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>{ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを提供した場合 }</p> <p>・ それに要した交通費の額以外の支払を受けていないか</p>	<p>平11厚令37第7 8条第3項</p>	<p>重要事項説明書 運営規程(実施区域の確認) 領収証控 ・ 車両運行日誌</p>
<p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平11厚令37第7 8条第4項</p>	<p>・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する書類</p>
<p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は指定訪問リハビリテーションの提供に要した費用につきその支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付してい</p>	<p>法第41条第8項</p>	<p>領収証控</p>

	<p>るか。</p> <p>(6)指定訪問リハビリテーション事業者は法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>	<p>施行規則第65条</p>	<p>領収証控</p>
15 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>・適切に内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	<p>平11厚令37第83条準用(第21条)</p>	<p>サービス提供証明書(控) (介護給付費明細書代用可)</p>
16 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>(1)指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、当該目標を達成するための介護を計画的に実施しているか</p> <p>(2)指定訪問リハビリテーション事業者は自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平11厚令37第79条第1項</p> <p>平11厚令37第79条第2項 法第73条第1項</p>	<p>居宅サービス計画書 訪問リハビリテーション計画</p>

17 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針	<p>・目標達成の度合いやその効果等について評価を行い、計画の評価を行うなどその改善を図っているか。</p> <p>(1)指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとしているか。</p> <p>(2)指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p> <p>(3)指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。なお、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、指定訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図っているか。</p> <p>・療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行っているかまたどのような工夫をしているか。(利用者の心身状態、リハビリテーションの内容、提供の目的、具体的な方法リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上必要な目標等))</p> <p>(4)常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。</p> <p>・医学の進歩に沿った適切な技術を持って対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでいるか。</p> <p>(5)それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。</p> <p>・指定訪問リハビリテーションを行った際に、速やかに実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した</p>	<p>平11厚令37第80条</p> <p>平11厚令37第80条第1号</p> <p>平11厚令37第80条第2号平11老企25第3の4の3(2)</p> <p>平11厚令37第80条第3号</p> <p>平11厚令37第80条第4号</p>	<p>・評価を実施した記録</p> <p>・勤務表</p> <p>・医師の指示書 訪問リハビリテーション計画</p> <p>訪問リハビリテーション計画</p> <p>・使用しているパンフレット等</p> <p>訪問リハビリテーション計画書</p> <p>・研修参加状況等 がわかる書類</p> <p>診療記録</p>
---------------------------	---	--	--

18 訪問リハビリテーション計画の作成	<p>リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師に報告しているか。 <p>(1)医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成に当たっては、利用者ごとに利用者の病状、状況、環境等を踏まえて作成しているか。 ・また、利用者の希望、主治医の指示及び目標、具体的なリハビリテーションの内容等を記載しているか。 ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同によりリハビリテーションにより解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成しているか。 ・必要に応じ、介護支援専門員を通して、他の居宅サービス事業所のサービス担当者に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、介護の工夫等）や連携を図るとともに、居宅サービス計画の変更の依頼を行っているか。 ・利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行っているか。その際、終了後に利用予定の居宅介護支援事業所の介護支援専門員や他の居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求めているか。 ・利用終了時には、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行っているか。 <p>(2)訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、訪問リハビリテーション計画作成後に居宅サ</p>	平11厚令37第8 1条第1項	訪問リハビリテ ーション計画書
		平11老企25第3 の4の3(3)	
		平11厚令37第8 1条第2項	訪問リハビリテ ーション計画書
		平11老企25第3	居宅サービス計 画書

	<p>ービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	の4の3(3)	
	<p>(3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明しているか。</p>	平11厚令37第8条第3項 平11老企25第3の4の3(3)	訪問リハビリテーション計画書
	<p>・利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すとともに、その内容を利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。</p>	平11老企25第3の4の3(3) 八	
	<p>(4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。</p>	平11厚令37第8条第4項	
19 利用者に関する 市町村への通知	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平11厚令37第8条第3項準用(第26条)	市町村に送付した通知に係る記録
		平11厚令37第8条第3項準用(第26条第1号) 平11厚令37第8条第3項準用(第26条第2号)	
20 管理者の責務	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	平11厚令37第8条第3項準用(第52条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図・組織規定 ・ 運営規程 ・ 業務日誌
	<p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者に、運</p>	平11厚令37第8条第3項準用(第52	

	<p>営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>条第2項)</p>	
<p>21 運営規程</p>	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 通常の事業の実施地域 その他運営に関する重要事項</p> <p>・運営規程に上記 ~ が記載されているか。 ・ ~ の内容は適正か</p>	<p>平11厚令37第8条2条</p>	<p>運営規程 指定申請及び変更届(写)</p>
<p>22 勤務体制の確保等</p>	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業所は利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。</p> <p>・適切なサービスを提供できるよう理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制を月ごとに定めているか。</p> <p>(2)指定訪問リハビリテーション事業所は指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。</p> <p>・勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。 ・必要事項が記載されているか。</p> <p>(3)指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、</p>	<p>平11厚令37第8条準用(第30条第1項)</p> <p>平11老企25第3の4の3(5)</p> <p>平11老企25第3</p>	<p>就業規則 運営規程 ・雇用契約書</p> <p>勤務表</p> <p>・従業者に関する</p>

	<p>作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。</p>	<p>の4の3(5)</p>	<p>名簿</p>
	<p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用(第30 条第2項)</p>	<p>・雇用契約書 ・従業者に関する 名簿</p>
	<p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用(第30 条第3項)</p>	<p>・研修受講修了証 明書 ・研修計画、出張 命令書</p>
23 衛生管理等	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。特に、指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士作業療法士又は言語聴覚士を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>・どのような管理を行っているか。(衛生教育、使い捨て手袋の使用等)</p> <p>・健康診断を受けさせ、必要に応じた健康管理をしているか。</p> <p>・衛生マニュアル等を作成しているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用(第31 条第1項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3(1 9))</p>	<p>・洗濯の記録 支出関係の証拠 書 健康診断の記録 衛生マニュアル</p>
	<p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用(第31 条第2項)</p>	
24 掲示	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハ</p>	<p>平11厚令37第8</p>	

	<p>リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。(記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認) 運営規程の概要 従業者の勤務体制 利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 	3条準用(第32条)	
25 秘密保持等	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。 <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば雇用時の取り決め等を行っているか)。 <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報をを用いる場合、文書により利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)が 	<p>平11厚令37第8条準用(第33条第1項)</p> <p>平11厚令37第8条準用(第33条第2項)</p> <p>平11厚令37第8条準用(第33条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書 ・実際に使用され

	<p>なされ、同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 		た文書等（会議資料等）
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	平11厚令37第83条準用（第35条）	
27 苦情処理	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業者は提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事務所における苦情を処置するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示すること等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を相談する窓口があるか。 ・苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。 <p>(2)指定訪問リハビリテーション事業所は(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3)指定訪問リハビリテーション事業所は苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4)指定訪問リハビリテーション事業者は提供した指定訪問リハビリテーションに関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に講じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け</p>	<p>平11厚令37第83条準用（第36条第1項）準用（平11老企25第3の1の3(2)）</p> <p>平11厚令37第83条準用（第36条第2項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(2)）</p> <p>平11厚令37第83条準用（第36条第3項）</p>	<p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示物 <p>苦情に関する記録</p>

	<p>た場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・市町村が行う調査に協力しているか。 <p>(5)指定訪問リハビリテーション事業所は市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか</p> <p>(6)指定訪問リハビリテーション事業者は提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・国保連が行う調査に協力しているか。 <p>(7)指定訪問リハビリテーション事業者は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用（第36 条第4項）</p> <p>平11厚令37第8 3条準用（第36 条第5項）</p> <p>平11厚令37第8 3条準用（第36 条第6項）</p>	<p>指導等に関する 記録</p> <p>指導等に関する 記録</p>	
<p>28 事故発生時の対応</p>	<p>(1)指定訪問リハビリテーション事業者は利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。 <p>(2)指定訪問リハビリテーション事業者は(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用（第37 条第1項）</p> <p>平11厚令37第8 3条準用（第37 条第2項）</p>	<p>・連絡マニュアル ・事故に関する記録</p>	

29 会計の区分	<p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生して場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>・事業所ごとの経理区分となっているか ・指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか</p>	<p>平11厚令37第8 3条準用(第37 条第3項)</p> <p>準用(平11老企 25第3の1の3(2 3))</p> <p>平11厚令37第8 3条準用(第38 条)</p>	・会計関係書類
30 記録の整理	<p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 訪問リハビリテーション計画書 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p>	<p>平13老振18</p> <p>平11厚令37第8 2条の2第1項</p> <p>平11厚令37第8 2条の2第2項</p>	<p>・従業者に関する 名簿等 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類</p> <p>・各種保存書類</p>

<p>第 5 変更の届出等</p>	<p>基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ・ 少なくとも上記 の記録を2年間備えているか。 (「基準第26条」) <p>(利用者が正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定に係る事業その名称及び所在地その他厚生省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項があったとき、又は当該指定訪問リハビリテーション事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> 事業所の名称及び所在地 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 事業所の病院、診療所又は介護老人保険施設の別事業所の平面図 事業所の管理者の氏名及び住所 運営規程 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又の請求に関する事項 ・ 下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> 廃止、休止又は再開した年月日 	<p>法第75条</p>	<p>サービス提供証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の内容の要点及び要した時間の記録 ・ 医師の指示書 市町村への通知に係る記録 <p>届出書類の控定款</p> <p>寄附行為等及びその登記簿の謄本または条例等</p> <p>事務所の平面図</p> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者に関する名簿
-------------------	---	--------------	---

	<p>廃止又は休止した場合にあっては、その理由 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅 サービスを受けていた者に対する措置 休止した場合にあっては、休止の予定期間</p>		
<p>第6 介護給付費の算 定及び取扱い 1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数」により算定されているか。</p> <p>・訪問リハビリテーション費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されるか。</p> <p>・地域区分は適切か。</p> <p>(3) 1単位の単価に単価数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>法第41条第4項 法第53条第2項 平12厚告19第 一号 平12厚告19第 二号 平12厚告19第 三号</p>	<p>訪問リハビリテ ーション計画書 介護給付費請求 書 介護給付費明細 書 サービス提供票 ・別表 サービス提供証 明書 「訪問リハビリテ ーションサービス コード表」参照</p>
<p>2 訪問リハビリテ ーション費の算定</p>	<p>通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。</p> <p>訪問リハビリテーション 費 305単位 / 日</p> <p>・指示を行う医師の診療の日（介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所時又は当該施設で行っていた通所リハビリテーションを最後に利用した日あるいはその直近に行った診療の日）から1月以内に行われた場合に算定しているか。</p> <p>・別の医療機関の医師から情報提供を受けて訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎とな</p>	<p>平12厚告19別 表の4注1 平12老企36第 二の5(1)</p>	<p>訪問リハビリテ ーション計画書 介護給付費請求 書 介護給付費明細 書 サービス提供票 ・別表 サービス提供証 明書 「訪問リハビリテ ーションサービス コード表」参照</p>

	<p>る診療の日から1月以内に行われた場合に算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定しているか。 ・当該事業所が介護老人保健施設である場合に、医師の指示を受けた理学療法士等が利用者の居宅を訪問して訪問リハビリテーションを行った場合において、当該訪問時間を介護老人保健施設の人員基準に含めていないか。 <p>・「通院が困難な利用者」であっても、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は、訪問リハビリテーション費を算定できる。（「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということ。）</p>	<p>平12老企36第二の5(2)</p>		
<p>3 中山間地等の居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき100分の5を所定単位数に加算しているか。</p> <p>・中山間地域等 (平21厚労告83第二号)</p> <p>平成12年老企第36号参照</p>	<p>平12厚告19別表の4注2</p> <p>平12老企36第二の5(4)</p>		
<p>4 短期集中リハビリテーション実施加算</p>	<p>退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算しているか。</p> <p>退院・退所後又は認定日から起算して</p> <p>1月以内 340単位/日</p> <p>1月超3月以内 200単位/日</p> <p>・集中的なりハビリテーションとは、退院(所)日又は認定日から起算1月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上実施、</p>	<p>平12厚告19別表の4注3</p> <p>平12老企36第二の5(3)</p>	<p>訪問リハビリテーション計画書</p> <p>介護給付費請求書</p> <p>介護給付費明細書</p> <p>サービス提供票</p> <p>・別表</p> <p>サービス提供証明書</p> <p>「訪問リハビリテーションサービス</p>	

	<p>同起算日から1月を超え3月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施する場合をいう。</p>		<p>コード表」参照</p>
<p>5 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>利用者が、以下のサービスを利用中に訪問リハビリテーション費を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居所生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居所生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>平12厚告19別表の4注4</p>	<p>訪問リハビリテーション計画書 介護給付費請求書 介護給付費明細書 サービス提供票 ・別表 サービス提供証明書 「訪問リハビリテーションサービスコード表」参照</p>
<p>6 サービス提供体制強化加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき6単位を加算しているか。</p> <p>算定要件</p> <p>利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者が配置されているか。</p> <p>【留意事項】</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上の者をいう。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</p>	<p>平12厚告19別表の4口</p> <p>平12厚告25第七号</p> <p>平12老企36第二の5(5)</p>	

	利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能である。		
--	---	--	--